

# 「振興局と市町村との協働政策検討会」の開催について

(令和2年4月1日改正)

## 1 趣 旨

地域の実情を踏まえた地域創生の取組を推進するためには、地域づくりの拠点である総合振興局・振興局（以下「振興局」という。）と市町村をはじめとする地域の多様な主体の連携・協働による取組が重要となっていることから、振興局職員と市町村職員等が地域の課題を共有し、その解決を図るための政策を検討する協働政策検討会（以下「政策検討会」という。）を開催する。

## 2 検討事項

政策検討会の検討事項は、振興局と市町村が連携・協働して取り組むプロジェクトのブラッシュアップ及び新たな協働事業に資するものとする。

## 3 開催方法等

政策検討会の名称、参加者、開催方法、開催時期、開催回数等は、地域の状況に応じて各振興局において設定するものとする。

## 4 開催後の対応

各振興局は、政策検討会の結果を、振興局と市町村の協働事業に活かすよう努めるものとする。

## 5 実施報告

各振興局は、総合政策部地域創生局地域戦略課の求めに応じて、政策検討会の実施結果を報告するものとする。

## 6 その他

総合政策部地域創生局地域戦略課は、振興局による政策検討会の実施に当たり、必要な協力を行うものとする。

なお、この実施について定めるもののほか、この実施に関する必要な事項は、別に決定する。